

2020 年 9 月 18 日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

香害をなくす連絡会（以下 7 団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟
特定非営利活動法人 ダイオキシシン・環境ホルモン対策国民会議
特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク
認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
香料自粛を求める会
日本消費者連盟関西グループ
反農薬東京グループ

香害をもたらす家庭用品の規制を求める要望書

平素より、厚生労働行政にご尽力くださり感謝申し上げます。

私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤など香り付き製品のにおいによる健康被害“香害”に取り組む市民団体で構成される連絡会です。近年、香り付き製品のにおいによる被害者は増加の一途を辿っており、学校や職場に通えず、不登校や退職・休職を余儀なくさせられる人も出ています。当連絡会は 2019 年 12 月から本年 3 月まで「香りの被害についてのアンケート」を実施し、9332 名の方から回答を得ました。結果を精査した結果、回答者の内 7000 名以上の方が香り付き製品により健康被害を訴えていることがわかりました。

香害の被害者は、行政やメーカーに柔軟仕上げ剤や香り付き合成洗剤の販売中止、開発中止を求めると同時に、柔軟仕上げ剤など家庭用品への香りや消臭成分を含むマイクロカプセル類の使用中止を求めています。

香害の被害は年々拡大しています。一刻も早い被害者の救済のために、貴省で原因を究明し有効な対策を講じていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

恐縮ですが、9 月 30 日までにお返事を頂きたくよろしくお願いします。

記

要望 1. 近年激増中の「香害」被害について、貴省で把握されている内容をお示してください。そして「香害」の原因を究明するための調査・研究をしてください。また、2009 年に病名登録された化学物質過敏症（CS）についても、併せて原因究明の調査・研究をしてください。

理由：香り被害についてのアンケートの結果、7000 人以上の人が香り付き製品で健康被害を訴えています。その原因を究明し、対策を講じて下さい。CS についても、当初シックハウス、農薬などが原因で発症した人が多かったのですが、2013 年以降、柔軟仕上げ剤など、家庭用品の香料

により発症する人が多くなりました。今後、患者の増加に繋がらないためにも文部科学省と連携して医療機関と医療従事者に、香料成分や有害化学物質で体調不良になる化学物質過敏症の病態を周知徹底し、早急に診断できる病院数を増やし、医師を養成してください。

身体的には香害の行き着くところは化学物質過敏症、故に医療関係には病名が登録されている疾患であることを周知徹底するよう、繰り返し通達を出してください。

要望 2. 第 4 級アンモニウム塩を含む製品のリスクを評価し、規制を検討してください。

理由：私共が実施したアンケート調査で、香害被害の一番の原因は柔軟仕上げ剤でした。現在、市販されている柔軟仕上げ剤の主成分は、合成界面活性剤の中でも一番毒性の強い成分の第 4 級アンモニウム塩です。また、家庭内での「ファブリーズ」などの消臭除菌剤にも、同成分が多用されています。東京都健康安全研究センター^{注1}や海外の専門誌でも、第 4 級アンモニウム塩による実験動物の健康被害が報告されています。第 4 級アンモニウム塩はそれ自体でも毒性がありますが、同成分が柔軟仕上げ剤などの製品に含まれる他の成分と反応し、有害物質が発生している可能性を調べてください。

注 1 藤谷知子他 東京都健康安全研究センター研究年報 第 61 号別冊 2010

注 2 Melin VE et al. Reprod Toxicol 2015,2016.

要望 3. 柔軟仕上げ剤、除菌・消臭剤など香り付き製品に含まれる合成樹脂製マイクロカプセルやシクロデキストリンポリマーなどの香料や消臭成分を包む材料の安全性を検証してください。また、マイクロカプセル類の微粒子が空気中を漂い、それを吸い込むことによる健康リスクの調査・研究をしてください。

理由：香害被害者が原因不明の体調不良に苦しんでいますが、柔軟仕上げ剤などの中には、香料や消臭成分を閉じ込めるマイクロカプセル類が多く使用されています。カプセル類が環境中で破壊される時には中身が空気中に飛び散ると同時に、カプセルの素材から有害物質が放散される可能性があります。

要望 4. 柔軟仕上げ剤等による健康被害の原因物質（陽イオン界面活性剤や香料成分、添加剤など）また、それら物質の複合影響について調査・研究し、貴省が管轄の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」によって、適切な規制を行ってください。

理由：同法令第 3 条では、家庭用品の製造・輸入業者は製造輸入する家庭用品に含まれる化学物質について事業者は毒性等を十分に考慮し、健康被害の防止に努めなければならないとされています。また、第 4 条では、今まで予想しなかった物質により健康被害が起こることも十分に考えられるので、指定物質以外であっても、人の健康に重大な被害を生じさせる物質を含む家庭用品が出回った場合には、回収命令等の規制が行われることになっています。貴省で事業者や自治体などに対してこの法令を遵守する旨の指導を行ってください。

要望5. 各自治体の保育園、病院、公共施設、福祉関連施設など所管の部署に対して、香害被害者の存在を周知するとともに、香料自粛を求めるポスターの作成やホームページでの周知を求めてください。現在すでに多くの自治体で周知が行われています。(資料添付)

理由：近年、保育園、病院、福祉施設などの来訪者、施設を利用する人達で、強い香りによる喘息、アレルギーなど心不全等の体調不良を起こす人が増えています。アメリカ疾病予防管理センター（CDC）では、2009年に、施設内での香料製品の使用を禁止し、職員に対しては香料製品の使用自粛を要請しています。(資料添付)

添付資料

- ・アンケート調査結果
- ・米国疾病予防センター（CDC）が2009年に出した文書
- ・香料自粛を呼び掛けている都道府県・および市町村・区の一覧表
- ・臨床環境医学(第27巻第2号) シンポジウムⅠ

疫学調査からみた日本の環境過敏症患者の実態と今後の展望

北條祥子1)2)3) 水越厚史1)4)

1)早稲田大学応用脳科学研究所 2)尚絅学院大学 3)東北大学大学院歯学研究科

4)近畿大学医学部環境医学・行動科学教室

https://i.kawasaki-m.ac.jp/jsce/27-2/27-2_05-Hojo.pdf

問い合わせ先：日本消費者連盟

「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel : 03-5155-4765

fax : 03-5155-4767

mail : sugiura@nishoren.org